

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

平成 30 年 7 月 27 日策定

令和 3 年 11 月 8 日改正

令和 4 年 3 月 1 日改正

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

内子町は、県都松山市から南西に 40 k m、愛媛県のほぼ中央に位置する人口約 1 万 7 千人の町であり、地形は石鎚山系の特徴である急傾斜の山地に囲まれ、小田川、中山川、麓川の 3 つの流域に沿って集落が形成されている。総面積は 299.5 k m²で全体の 77%を山林が占める中山間地の農村である。高齢化や過疎化による耕作放棄地や放任園が拡大するなか、主要作物である落葉果樹の生産が行われている。

林業分野では、長引く原木価格の低迷などにより、森林整備の遅れや生産活動が低下しており、人工林約 13,000ha のうち約 9 割が 36 年生以上の伐期を迎えつつある森林や長伐期施業を必要とする森林となっていることから、利用期を迎えた多くの人工林資源や、未利用間伐材の有効活用が大きな課題となっている。

再生可能エネルギーに係る技術は今後の開発及び普及が進み、関連産業についても成長が期待できることから、バイオマスタウン構想を中心に据え、再生可能エネルギーによる利益を地域に還元する仕組みを構築し、循環型社会の構築を進めると共に、地域の関連産業の創出・活性化につなげ目指すこととする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地 目	面積 (m ²)	備 考
寺村地区	寺村 2478-1	雑種地	800 m ²	木質バイオマス発電設備
内子地区	内子 1365	雑種地	797 m ²	木質バイオマス発電設備

3. 2 の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
寺村地区	木質バイオマス発電	1,115 kW	165 kW×6 基、125 kW×1 基
内子地区	木質バイオマス発電	330 kW	165 kW×2 基

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
寺村地区	該当なし	該当なし
内子地区	該当なし	該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みの内容	備 考
寺村地区	木質バイオマス発電事業者が、未利用の地域資源である林地残材等由来の木質ペレットを長期的かつ安定的に購入することで、以下の取組を行う。 (1) 地域の林地残材等をペレット燃料として活用し、林業の活性化、森林整備の推進及び森林の持つ公益的・多面的機能の向上を図る。 (2) 地域の木質ペレット製造に関して、雇用の創生等、地域の活性化を図る。	地域に賦存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通して8割未満としないようにする。
内子地区	木質バイオマス発電事業者が、未利用の地域資源である林地残材等由来の木質ペレットを長期的かつ安定期に購入することで、以下の取組を行う。 (1) 地域の林地残材等をペレット燃料として活用し、林業の活性化、森林整備の推進及び森林の持つ公益・多面的機能の向上を図る。 (2) 地域の木質ペレット製造を通じて雇用の創生、地域活性化を図る。 ○発電時の熱を（オーベルジュ内子およびフィットネスクラブR y u o w）へ熱供給（売熱）し地域の低炭素化を図る。	施設で使用するすべてのバイオマス燃料は、原則として地域に賦存する未利用の森林資源由来とし、地域内の製造拠点で製作されたものを使用する。 これにより得られる電気の量の割合が、年間を通して8割未満としないようにする。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

寺村地区においては、気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、設備の規模等により、設備等の立地場所の周辺環境について、環境影響評価法・内子町景観まちづくり条例等の基準等に準じ、可能な限り配慮する。

内子地区においては、景観の良い高台に位置し、多くの町民が利用する龍王公園に隣接していることから、内子町景観まちづくり条例等の基準に準じた整備計画とし、コンパクトかつ周辺環境に極力違和感を与えない施設づくりに配慮する。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進により農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

寺村地区においては、地区木質バイオマス発電において、年間800万kWhの発電及び1万トンの未利用間伐材の安定供給を図り、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う。

内子地区においては、再生可能エネルギーとして、年間245万kWhの電気と年間400万kWhの熱を供給する。施設が必要とする燃料用の未利用間伐材年間3,600トンは全量を地域の森林由来のものとし、20年間の事業期間を通じて安定的な購入を行うことで、地域の農林業の健全な発展に貢献する。

(2) 目標の達成状況についての評価

上記(1)の目標達成度合いを確認するため、町が毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を調査し、確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止または終了時には、再生可能エネルギー発電設備を発電事業者の負担と責任において撤去し、原状回復を行うことを基本とする。ただし、原状回復が困難な場合は、地権者と発電事業者において協議を行い、合意の下での処理を行うこととする。

設備整備計画の審査を行う際は、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償等について、地権者と発電事業者との間の契約に含まれているか確認することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知することを基本とする。ただし、発電設備に附帯する設備等に係る基本計画の改正等、農林地ならびにその周辺の水域等の機能の発揮に支障をきたすことがないことが明らかな場合は、省略することができる。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

内子町、再生可能エネルギー発電事業者、農業協同組合、森林組合、土地改良区等の関係者、その他関連団体等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組むこととする。

(4) 基本計画の見直し

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加や、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者による設備整備の提案など、基本計画に改正の必要が生じた場合は、その時の最新情勢を考慮し、適宜、基本計画の見直しを行うこととする。